3. 入学試験日程

(1) 出 願 期 間 2024年 9月27日(金) 9時~2024年10月8日(火) 17時

※ 必要書類郵送 締切日消印有効

- (2) 試 験 日 2024年10月20日(日)
- (3) 合格発表日 2024年11月1日(金)
- (4) **入学手続締切日** 第1次入学手続締切日 2024年11月11日(月)〔締切日納付金振込有効〕 第2次入学手続締切日 2025年 1月24日(金)〔締切日納付金振込有効〕
- (5) 納付金返還申出期限 2025年 3月31日(月) 17時まで
- 注:(5)は子どもケア学科の第2志望合格者及びメディア造形学部合格者のみ対象

4. 出願資格

学部により、出願資格が異なるので注意してください。

管理栄養学部・ヒューマンケア学部・看護学部 専願制

次の(1)(2)(3)のいずれかに該当し、かつ(4)(5)を満たす者

- (1) 日本の高等学校(特別支援学校の高等部を含む)又は中等教育学校を2025年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育(高等専門学校第3学年)を2025年3月修了見込みの者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を 2025 年 3 月修了見込みの者
- (4) 全体の学習成績の状況が3.2以上である者
- (5) 本学専願に限る(合格した場合は必ず入学する者)。<u>ただし、子どもケア学科の受験者が第2</u> 志望 の専攻に合格した場合については、入学の義務はない。

※外国の学校は上記出願資格には含みません。

メディア造形学部 併願制

次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する者又は2025年3月31日までに該当する見込みの者

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣 の指定したもの
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ④ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
 - ⑥ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査 規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - ⑦ 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑧ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの